

別添40 加速走行騒音の測定方法

1. 適用範囲

この測定方法は、自動車（被^{けん}牽引自動車を除く。）及び原動機付自転車（以下、特別に指示した場合を除き単に「自動車」という。）の加速走行騒音の測定について適用する。

2. 試験自動車

試験自動車は次に掲げる状態とする。

- 一 点検・整備要領等により整備されていること。
- 二 適当な速度で走行することにより十分暖機されていること。
- 三 試験自動車の重量は、車両総重量（牽引自動車の種類がセミトレーラを牽引するものである場合は、牽引自動車の車両総重量から第5輪荷重を減じた重量）であること。ただし、連結された試験自動車にあっては、牽引自動車と被^{けん}牽引自動車の重量の和がそれぞれの車両総重量の和（牽引自動車の種類がセミトレーラを牽引するものである場合は牽引自動車の車両総重量から第5輪荷重を減じた重量と牽引自動車の車両総重量の和）であればよい。この場合において、重量又は重量の和の許容範囲は、その±2%（車両総重量が1000kg未満の試験自動車の場合は±20kg）以内とする。

3. 試験路

試験路はJIS D8301（ISO 10844）に規定された路面とする。

ただし、細目告示第40条第1項第3号及び第252条第1項第2号を適用する場合以外の場合にあっては、乾燥した直線平坦舗装路でもよい。

4. 試験機器等の調整等

4.1. 騒音測定装置

4.1.1. 騒音計等

一 騒音を測定する装置は、次のいずれかに掲げるものであり、使用開始前に十分に暖機し、その後校正を行った上で使用すること。

- (1) 騒音計は、JIS C1509-1-2005 クラス1によるもの又はこれと同等の性能を有するものであること。
- (2) 音量計は、道路運送車両法施行規則第57条第1項第4号に定める技術上の基準に適合しているものであること。

二 周波数補正回路の特性は、A特性とする。

三 指示機構の動特性は、「速い動特性（FAST）」を有する騒音計等にあっては、「速い動特性（FAST）」とする。

4.1.2. 自動記録装置

自動記録装置を用いる場合には、記録装置の動特性は4.1.1.第3号に準じた状態とする。

4.2. マイクロホン

騒音計のマイクロホンは、次の各号に掲げる位置及び向きにウインドスクリーンを装着した状態で設置する。この場合において、マイクロホンの位置とは、マイクロホンの前面の中心の位置をいう。また、マイクロホンの向きについてその製作者が特に指示する場合はその指示による。

- 一 マイクロホンの位置は、走行方向に直角に車両中心線から左側へ水平距離にして7.5m離れた位置（図に示すM1の位置） $\pm 0.05\text{m}$ の位置で、かつ、地上高さが $1.2 \pm 0.05\text{m}$ の位置とすること。
- 二 マイクロホンの向きは、図に示す基線に直角、かつ、水平な向きであること。

5. 測定場所及び測定条件

測定場所及び測定条件は、次の各号に掲げる要件に適合すること。

- 一 騒音測定を行う場所は、できるだけ周囲から反射音による影響を受けない場所とし、その場所の暗騒音の大きさは、原則として自動車騒音の大きさより10dB以上小さくなければならないこと。
- 二 騒音の大きさの測定は、風速が 5m/s 以下のときに行うものとする。

6. 測定及び確認項目

試験自動車を6.1.に掲げる運転方法により加速走行させ、試験自動車が図に示す騒音測定区間にある間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。また、6.3.により試験自動車の速度を測定する。この場合において、牽引自動車^{けんけん}にあつては、被牽引自動車^{けんけん}を連結した状態で走行する場合の騒音の大きさも測定する。

6.1. 運転方法

- 一 試験自動車を騒音測定区間の10分前から定常走行させ、試験自動車の前端が図に示すB点に達したときから試験自動車の後端が図に示すD点に達するまで加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にして加速走行させる。この場合において、試験自動車の車両中心が可能な限り図に示す基線と一致するように走行させるものとする。
- 二 前号に規定する定常走行を行う速度は、自動車又は原動機付自転車^{けんけん}が原動機の最高出力時の回転数の75%の回転数で走行した場合の速度（その速度が 50km/h をこえる自動車（軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）を除く。）にあつては 50km/h 、その速度が 40km/h をこえる軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）及び第二種原動機付自転車^{けんけん}にあつては 40km/h 、その速度が 25km/h をこえる第一種原動機付自転車^{けんけん}にあつては 25km/h ） $\pm 1.5\text{km/h}$ の速度とする。
- 三 使用変速段等は、別表に掲げる試験自動車の種類に応じ、同表の使用変速段又は使用レンジ・モード欄に掲げる変速段又はレンジ・モードとする。

ただし、試験自動車の後端が図のD点に達したときの速度が当該変速段により試験自動車の原動機の最高出力時における回転速度で走行した場合の速度を超える場合（以下、オーバーランという。）は、6.4.に掲げる確認方法により確認を行い6.5.を満たすときは、一段上の変速段を使用変速段とする。

6.2. 変速段が一定しない場合の取扱い

自動変速機を備えた自動車について、6.1. 第1号に掲げる加速走行を行った場合に機能する変速段が一定しないときは、図のA点とE点における速度の差が最も大きくなるような変速段が機能した場合の自動車騒音について測定する。

6.3. 速度の測定

試験自動車の速度は、図に示すA点、E点及びF点（オーバーラン確認時）で測定する。

6.4. オーバーランの確認

- 一 試験自動車の重量又は重量の和の許容範囲は、その $+2\% - 0\%$ （車両総重量が1000kg未満の試験自動車の場合は $+20\text{kg} - 0\text{kg}$ ）以内とする。
- 二 運転方法は、6.1. に準じ走行し、A点及びF点の試験自動車の速度を測定する。

6.5. オーバーラン

試験自動車の図に示すA点における速度は、別表に掲げる指定速度を超えてはならず、かつ、F点における速度は、別表に掲げる変速段により原動機の最高出力時の回転速度で走行した場合の速度を超えなければならない。

別表

試験自動車の種類	使用変速段又は使用レンジ・モード	指定速度
手動変速機（動力伝達系統にトルクコンバータを有さず、かつ、変速段の切換えを手動でのみ行う変速機）を備えた自動車	2段から4段までの変速機は2速、5段以上の変速機は3速の変速段。ただし、二輪自動車又は側車付二輪自動車の2段又は3段変速機は2速、4段変速機は3速、5段以上の変速機は4速の変速段とする。 なお、補助的な変速装置を備える場合は、当該変速装置の変速段のうち変速比の最も小さいものを使用する。	次のうちいずれか低い方の速度 (1) 使用変速段又は使用レンジ・モード欄に掲げる変速段を使用して原動機の最高出力時の回転速度の3/4の回転速度で走行した場合の速度 (2) 50km/h
半自動変速機（動力伝達系統にトルクコンバータを有し、かつ、変速段の切換えを手動でのみ行う変速機）を備えた自動車	舗装平坦路を加速走行するときに通常使用される変速段（2段又は3段変速機は2段の変速段）	次のうちいずれか低い方の速度 (1) 使用変速段又は使用レンジ・モード欄に掲げる変速段を使用して舗装平坦路を走行した場合の最高速度の3/4の速度 (2) 50km/h
自動変速機（変速段の切換えが自動的に行われる変速機）を備えた自動車	市街地走行時に通常使用されるレンジ・モード（以下「ドライブレンジ」という。）	次のうちいずれか低い方の速度 (1) ドライブレンジを使用して舗装平坦路を走行した場合の最高速度の3/4の速度 (2) 50km/h
変速機を備えない自動車		次のうちいずれか低い方の速度 (1) 原動機の最高出力時の回転速度の3/4の回転速度で走行した場合の速度 (2) 50km/h

（注）指定速度欄の最高速度は、原則として走行性能曲線図から求めた速度をいう。

